

## 議案第14号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(5の2) 略

(6) 食鳥検査法第21条第1項の規定により知事の指定する者に食鳥検査に関する事務を行わせる場合における前項第109号の手数料 食鳥検査に関する事務を行う者

(7)～(17) 略

(手数料の徴収)

第2条 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(5の2) 略

(6) 食鳥検査法第21条第1項の規定により厚生労働大臣の指定する者に食鳥検査に関する事務を行わせる場合における前項第109号の手数料 食鳥検査に関する事務を行う者

(7)～(17) 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。